

## 排水設備計画確認申請について（注意事項・申請方法）

### ○「排水設備計画確認申請書（第1号様式）」、「設計書」、「平面図」、「縦断図」を提出。

- ・平面図、縦断図の用紙サイズは、A4又はA3とすること。
- ・新設の施工部分は赤の実線、既設管の部分は黒の破線で記入すること。
- ・設計書と器具の個数や管延長の数量等が一致しているか確認すること。
- ・大便器を接続する系統の合流箇所は、逆流防止のため原則45YSを使用すること。
- ・大便器を起点に接続する場合は、原則45Lを使用すること。
- ・大便器に接続する管は口径75mm以上を使用すること。
- ・管延長は口径の120倍（100mmの場合は12m）を超えないよう施工すること。
- ・トラップまたは75mm以上の掃除口を設け、二重トラップとならないようにすること。
- ・ためますや除害施設を設置する場合、施工前に申請者に維持管理の説明をすること。
- ・曲管継手について配管途中及び公共ます直付けは禁止とする。
- ・基本的に管底接続とする（公共ます手前でDRますを設置し、高さ調整する）。
- ・公共ますの接続方法を滝落とし（ホルソー接続）とする場合は2か所までとする。
- ・公共ますの接続部分が向かい合う場合、し尿の系統がその他排水系統より下側となるよう施工すること。
- ・申請が着工間際になる場合は、無届工事にならないよう必ず事前に連絡すること。
- ・記入例を参考に記入すること。

### ○郵送やメールでの申請について

※受付漏れを防止するため、提出後は必ず下水道課（054-624-8300）へ電話連絡をお願いします。

※個人情報を含みますので、宛先・メールアドレスに誤りがないよう十分にご確認いただき、ご提出をお願いします。

#### 【郵送での申請の場合】

宛先：〒425-0045 焼津市祢宜島20番地の1

焼津市上下水道部下水道課計画管理担当

※送料は指定工事店負担とすること（着払不可）。

※承認後に下水道課からお渡しする書類（A4用紙2枚）について郵送での受領を希望される場合は、所定の郵便料金の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

#### 【メールでの申請の場合】

標題：（工事店名）排水設備計画確認申請

※標題で工事店名と申請内容が分かるようにすること。

本文：平面図、縦断図の印刷時の用紙サイズを記載すること。

各添付書類はPDF形式とすること（パスワード設定を推奨）。

## 排水設備計画確認申請について（その他添付書類）

○建替え等、過去に下水道に接続済みである水栓を工事に伴い開栓する場合

⇒「公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（第6号様式）」を添付。

○アパート・マンション・集合住宅等、複数の水栓番号やメーター番号を「公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（第6号様式）」の枠内に記入しきれない場合

⇒「水栓・量水器番号一覧表」を添付。

○「除害施設」を設置する場合

⇒「除害施設の算定書」と「規格がわかる書類」を添付。

- ・水産加工業、飲食店等は、原則すべて設置。
- ・「グリース阻集器 SHASE-S217-2016」に基づき容量を算定すること。
- ・容量について余裕のある大きさの機種を選定すること。
- ・申請者に維持管理の必要性を説明すること。

○「ディスポーザ排水処理システム」を設置する場合

⇒「規格がわかる書類」を添付。

- ・生物処理タイプのディスポーザ排水処理システムを設置する場合、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に従い、適合評価を受けた製品を選定すること。
- ・専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結する必要があることや、適切な管理が行われていることの確認ができる資料を保管し、市が必要と認める場合には立入検査を行う場合もあること等、適切な維持管理に努める必要があることを申請者に説明すること。

○融資を受ける場合

⇒「融資あつせんの申請書」を添付。